

○田野畑村奨学金返還支援助成金(有資格者人財確保対策)交付要綱

(平成 28 年 7 月 26 日告示第 96 号)

(趣旨)

第 1 条 村長は、村内の事業所等が業務上必要とする有資格者の就業を促進するため、奨学金等の返還に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関しては、田野畑村補助金交付規則(昭和 37 年田野畑村規則第 2 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところとする。

- (1) 大学等 大学(短期大学を含む。)、大学院、高等専門学校、専修学校をいう。
- (2) 奨学金等 日本学生支援機構奨学金及びその他これに準じると村長が認める奨学金(村奨学金を除く。)をいう。
- (3) 事業所等 村内に所在する事業所をいう。
- (4) 正規雇用 次のすべてに該当する雇用形態をいう。
  - ア 期間の定めのない労働契約を締結していること。
  - イ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
- (5) 資格 保健師、保育士、看護師、社会福祉士、介護福祉士及びその他これらに準ずる国家資格として村長が認める資格をいう。

(支援対象者の要件)

第 3 条 支援対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 村に住民登録し、有資格者を求人した村内の事業所等に、平成 28 年 10 月 1 日以降に正規雇用された者
- (2) 村内に就業した日の属する年度において、大学等に在学している期間に就学のために借受した奨学金等の返還予定又は返還中の者
- (3) 村税等を滞納していない者

(助成金の額)

第 4 条 単年度における助成金の額は、交付の申請書を提出する日の属する年度の前年度において返還した奨学金等(繰上返還額を含む。ただし、利息を除く。)の額とする。ただし、25 万円を上限とする。

2 助成金の総額は、借受した奨学金等の総額(利息を除く。)に 2 分の 1 を乗じて得た額と 120 万円のいずれか少ない額(以下「支援上限額」という。)とする。ただし、既に奨学金を返還中で、返還残高が支援上限額より少ない場合は、返還残高を支援上限額と見なす。

3 前項の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(支援期間)

第5条 助成金の支援を受けることができる期間は、助成総額が支援上限額に達するまでとする。ただし、6年間を上限とする。

(助成認定の申請)

第6条 この助成金の交付を受けようとする者は、村長が別に定める期日までに、田野畑村奨学金返還支援助成金認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請し、助成の認定を受けなければならない。

(1) 借受した奨学金等の総額(現に奨学金等を返還中の場合は返還残高)が確認できるもの

(2) 資格の取得を証するもの

(3) 事業所等の有資格職員募集に関するもの

(4) 在職証明書

(5) 住民票の写し

(助成の認定)

第7条 村長は、前条の規定による助成金の認定申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、当該申請の内容を調査し、助成すべきと認めたときは、速やかに、田野畑村奨学金返還支援助成金認定通知書(様式第2号)により、通知するものとする。

(助成認定の取り消し等)

第8条 村長は、助成の認定をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による助成の認定を取り消すものとする。

(1) 自己都合により離職した場合

(2) 奨学金の返還を滞納した場合

(3) 村外に住民登録した場合

(再認定申請の禁止)

第9条 前条の規定により助成の認定を取り消された者は、再度認定申請を行うことができない。

(交付申請)

第10条 助成の認定を受けた者は、村長が指定する日までに、田野畑村奨学金返還支援助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて交付申請しなければならない。

(1) 助成金認定通知書(様式第2号)の写し

(2) 住民票の写し

(3) 在職証明書

(4) 奨学金等の返還額を証するもの

(5) 村税等の滞納のないことを証するもの

(6) その他村長が必要と認める書類  
(交付決定)

第 11 条 村長は、前条の規定による助成金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、助成金を交付すべきと認めたときは、速やかに、田野畑村奨学金返還支援助成金交付決定通知書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(交付の条件)

第 12 条 助成金交付決定の通知を受けた者は、助成金交付申請書を提出した日から 1 年以内に、離職などにより申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を村長に報告しなければならない。

(助成金の請求)

第 13 条 助成金交付決定書の交付を受け、助成金の交付を請求するときは、田野畑村奨学金返還支援助成金交付請求書(様式第 5 号)を提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

様式第 4 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

様式第 5 号(第 13 条関係)

[別紙参照]